

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 市街地再開発組合の設立認可……………（同）…一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（二件）……………（同）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除（七件）……………（建設局河川部指導調整課）…三
- 土砂災害警戒区域等の指定（四件）……………（同）…八
- 土砂災害警戒区域の指定（二件）……………（同）…二
- 東京都職員共済組合会互選議員選挙……………
……………（東京都職員共済組合）…三

告示

●東京都告示第千五百四十四号
東京都都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十六条において準用する同法第五十

四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 市街地再開発事業の種類 東京都都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業
類及び名称
- 二 事業施行期間 平成三十一年二月二十日から令和十年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区高輪二丁目の一部
- 四 施行者の名称 東京都
- 五 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号
東京都第二市街地整備事務所
- 六 事業計画の決定の年月 平成三十一年二月二十日
- 七 変更の内容 事業施行期間を令和十五年三月三十一日まで延長する。
- 八 事業計画の変更の年月 令和六年十月十八日

●東京都告示第千五百五十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき日本橋一丁目1・2番地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 日本橋一丁目1・2番地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 令和六年十月十八日から令和十八年三月三十一日まで
- 三 施行地区

中央区日本橋一丁目地内

四 事務所の所在地

中央区日本橋室町三丁目二番一号

五 設立認可の年月日

令和六年十月十八日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年十一月十六日

●東京都告示第千五百五十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

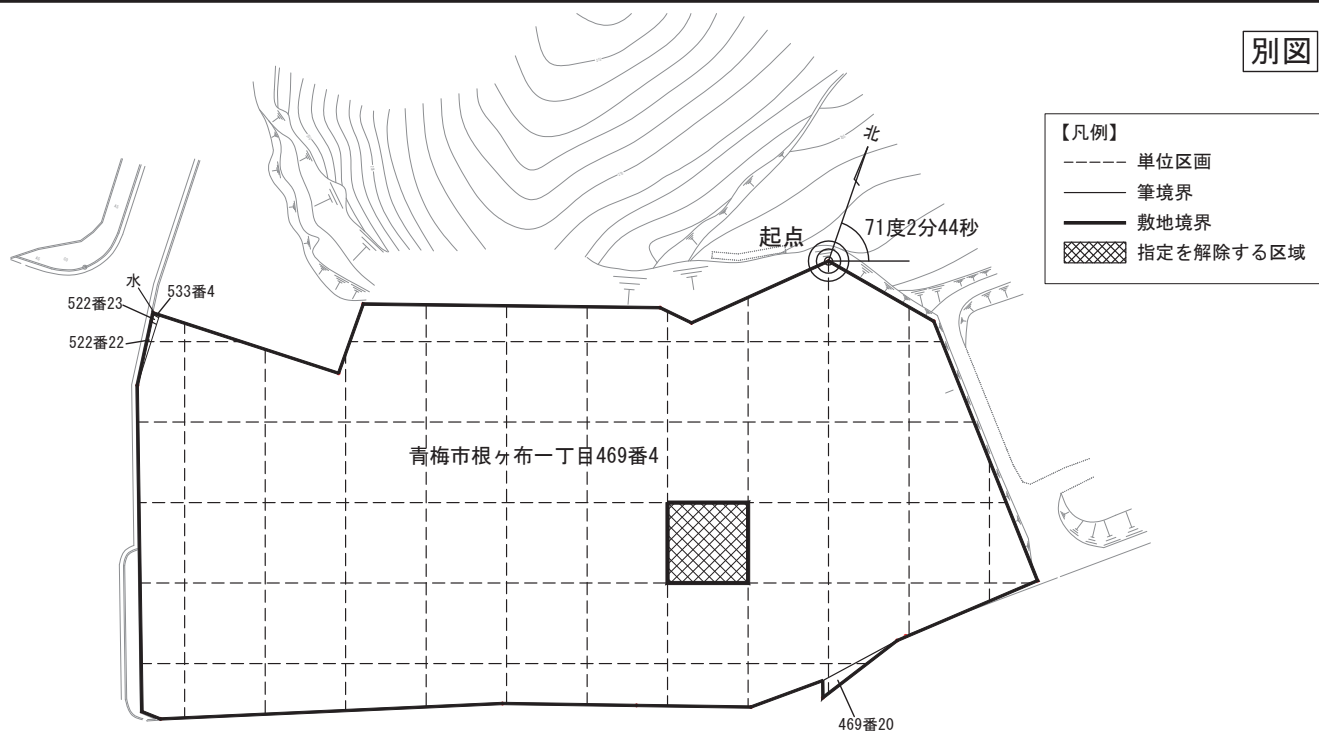
令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成三十一年一月十一日から令和八年三月三十一日まで
- 三 施行地区

中央区八重洲一丁目地内 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 中央区八重洲一丁目七番十七号 平成三十一年一月十一日 五 変更の内容 事業施行期間を令和九年三月三十一日まで延長する。 六 事業計画の変更の認可の年月日 令和六年十月十八日 ●東京都告示第五十七号 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八 条第一項の規定に基づき板橋駅西口地区市街地再開発組合 の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準 用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示 する。 令和六年十月十八日 東京都知事 小 池 百合子 一 組合の名称 板橋駅西口地区市街地再開発組合 二 事業施行期間 令和四年七月二十九日から令和十一年三月三十一日ま で 三 施行地区 板橋区板橋一丁目地内 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 板橋区板橋一丁目十二番七号谷川ビル二〇三号室 令和四年七月二十九日 五 変更の内容	事業施行期間を令和十二年三月三十一日まで延長する。 六 事業計画の変更の認可の年月日 令和六年十月十八日 ●東京都告示第五十八号 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条 第二項の規定により、令和四年東京都告示第九百六十号に より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の とおり告示する。 令和六年十月十八日 東京都知事 小 池 百合子 一 指定を解除する区域 別図のとおり（青梅市根ヶ布一 丁目地内） 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十 九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特 定有害物質の種類 鉛及びその化合物 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去	
---	---	--

別図



【起点】

起点は、青梅市根ヶ布一丁目469番4の最北端とする。

【格子の回転角度：71度2分44秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び千代田区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
千代田区	富士見一丁目 飯田橋一丁目	101001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
千代田区	富士見一丁目 飯田橋一丁目	101001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第七十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び杉並区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
杉並区	和泉四丁目	115001-K004	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
杉並区	和泉四丁目	115001-K004	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第四百十三号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び文京区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
文京区	大塚一丁目 大塚二丁目	105001-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
文京区	大塚一丁目 大塚二丁目	105001-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第四百十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	虎ノ門五丁目 麻布台一丁目	103001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
港区	虎ノ門五丁目 麻布台一丁目	103001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及
び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五
百八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別
警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	上大崎三丁目 東五反田五丁目	109001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
品川区	上大崎三丁目 東五反田五丁目	109001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第四百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	中沢一丁目	224001-K002	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		224001-K003		
	豊ヶ丘一丁目	224001-K076		
	愛宕四丁目	224003-K066		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
多摩市	豊ヶ丘一丁目	224001-K076	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	愛宕四丁目	224003-K066			

●東京都告示第千六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	大丸	225001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		225001-K002		
		225001-K023		
		225001-K054		
	平尾一丁目	225002-K162		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	大丸	225001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		225001-K023		
		225001-K054		
	平尾一丁目	225002-K162		

●東京都告示第千六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	虎ノ門五丁目 麻布台一丁目	103001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
港区	虎ノ門五丁目 麻布台一丁目	103001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	上大崎三丁目 東五反田五丁目	109001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
品川区	上大崎三丁目 東五反田五丁目	109001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市
役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	中沢一丁目	224001-K002	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	豊ヶ丘一丁目	224001-K076		
	愛宕四丁目	224003-K066		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
多摩市	豊ヶ丘一丁目	224001-K076	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第千六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及
び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市
役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	大丸	225001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		225001-K023		
	平尾一丁目	225002-K162		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	大丸	225001-K023	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	平尾一丁目	225002-K162		

●東京都告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の
規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部及び千代田区役所において縦覧に供する。
令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
千代田区	富士見一丁目 飯田橋一丁目	101001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

●東京都告示第七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び文京区役所において縦覧に供する。

令和六年十月十八日

東京都知事 小 池 百合子

別 表
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
文京区	大塚一丁目 大塚二丁目	105001-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

雑 報

東京都職員共済組合会互選議員選挙について

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第九条第二項並びに東京都職員共済組合法（昭和三十七年十二月一日公告）第九条及び第十条の規定に基づき、東京都職員共済組合組合会互選議員選挙を次のとおり執行する。

令和六年十月十八日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

一 選挙の日時 令和六年十一月十五日 午前九時から午後三時まで

二 開票の日時 令和六年十一月十五日 午後五時から

三 投開票所 東京都職員共済組合組合会令和六年互選議員選挙執行要領において定める場所

四 立候補届出期間 令和六年十月二十一日から同月二十五日まで

五 選挙区・選挙長・立候補受付場所等

選挙区	選挙すべき議員の数	選挙長	立候補受付場所
第一区	三	東京都総務局総務部長 保家 力	選挙管理室（東京都職員共済組合事務局管理部総務課）
第二区	四		
第三区	三		

発行所 東京都建設局 第三印刷株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定価 三〇円
本号 一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）
印刷所 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一（代）
郵便番号 101-0051